

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成24年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成24年6月6日（水曜日） 午後2時から	仲多度郡多度津町栄町1丁目1番91号 多度津町役場第1会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成24年5月21日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び多度津町建設課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課へ提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるもの限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

中讃広域都市計画道路の変更案の概要

- 1 都市計画道路中3・4・404号多度津善通寺線を3・5・403号多度津善通寺線に、3・5・408号善通寺多度津線を3・5・404号善通寺多度津線に名称を改め、3・3・401号見立堀江線ほか3路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考		
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員		地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3 ・ 3 ・ 401	見立堀江線	多度津 町大字 見立字 唐戸	多度津 町堀江 四丁目	多度津 町大字 東白方	約7,470m	地 表 式	4 車 線	25 m			
						約780m				地 下 式	24 m	
						約6,690m						地 表 式
幹	3	多度津丸亀	多度津	多度津	多度津	約6,670m	地	2	16	J R 土讃線		

線 街 路	・ 4 ・ 402	線	町大字 見立字 中島	町大字 南鴨字 大井	町大字 青木		表 式	車 線	m	と立体交差
幹 線 街 路	3 ・ 5 ・ 403	多度津善通 寺線	多度津 町東浜	多度津 町大字 庄字修 理免	多度津 町大字 青木	約2,000m	地 表 式	2 車 線	12 m	J R 予讃線 と立体交差
幹 線 街 路	3 ・ 5 ・ 404	善通寺多度 津線	多度津 町大字 道福寺 字大関	多度津 町大字 葛原字 小塚	多度津 町大字 葛原字 野塚	約1,330m	地 表 式	2 車 線	12 m	

2 都市計画道路中3・4・403号青木北鴨線、3・4・405号港線、3・4・406号北駅前線及び3・4・407号多度津停車場線を廃止する。

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び多度津町建設課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。